

# 市・道民税と所得税の 申告をしましょう

市・道民税と所得税の申告の時期となりました。例年どおり、市役所コミュニティセンターと東公民館で受け付けます。

持参するものについては、昨年からマイナンバーがわかるものが必要になっていきます。また、今回から医療費の申告に変更があります。持ち物、日程を確認の上、申告してください。

市・道民税の申告によって、国民健康保険税や後期高齢者医療保険、介護保険、児童扶養手当などの額が決定しますので、申告しないことによって税や保険料が高くなったり、医療費の助成が受けられなくなったりすることがあります。必ず申告しましょう。

【問合せ・相談】 市税係 ☎32-2219

## 重要

マイナンバーの記載  
提示が必要です

申告書へのマイナンバーの記載が義務づけられています。それに伴い、マイナンバーが確認できるものを申告する担当者に提示しなければなりません。

## 重要

代理申告では  
委任状が必要です

代理の方が申告をする場合は委任状が必要です。また、申告者だけでなく、代理の方の身分やマイナンバーも確認します。

## 申告が必要な方

- 事業をされている方(報酬のある方)、農業を営んでいる方
- 年金、恩給などを受けている方
- 配当金(株の配当など)、不動産収入(家賃や地代など)、一時的な収入(保険の満期など)、雑収入(その他)などがある方
- 「それぞれが少額であっても申告しなければなりません。」
- 平成29年中の給与の収入金額が2千万円を超える方
- 給与所得者で平成29年12月31日まで退職した方、2カ所以上で勤務していたなどで年

- 未調整ができなかった方
- 所得がない場合で、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入されている方
- 児童扶養手当を受給されている方
- 重度心身障がい者医療、ひとり親家庭等医療、乳幼児等医療などの医療費の助成を受けている方
- 公的年金収入が400万円以下で公的年金等以外の所得が20万円以下の方

「所得税の確定申告は不要ですが、扶養控除や医療費控除などは申告によって受けられるため、申告しないと市・道民税が高く計算されることがあります。」

※滝川税務署や郵送、またはe-taxなどで確定申告した方は市役所での申告は必要ありません。

## 持参するもの

- ◎ マイナンバーがわかるもの
- 個人番号カード(顔写真付きでプラスチック製のもの)
- 通知カード(顔写真が付いておらず、紙製で緑色のもの)
- マイナンバーが記載されている住民票



## ◎ 身分証明書(運転免許証、身体障害者手帳、療育手帳、年金手帳、保険証など)

- 印鑑(所得税の納税で口座振替を希望するときは銀行印)
- 給与、年金、報酬のある方は、平成29年中の収入を示す資料(源泉徴収票など)
- 営業収入、不動産収入がある方は、売り上げや必要経費に関する資料
- 平成29年中に支払った社会保険料(任意継続分、国民年金保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険など)の領収書、生命保険料や地震保険料の控除証明書、医療費の領収書、障害者手帳(心身・療育・精神)

## 申告にあたっての お願い

● 預金口座番号がわかるもの(通帳やキャッシュカードなど)

混雑のため待ち時間が長くなると予想されます。そのため次の申告がある方は直接滝川税務署での申告をお願いします。

## 寄附金控除

寄附金控除の適用を受けるには、前年中(1月1日〜12月31日)に支払った寄附金について、所得税の確定申告または市・道民税の申告が必要となります。

寄附先の団体などから交付された受領証や領収書など、寄附を行ったことを証明できる書類が必要です。なお、受領証などは申告者本人が寄附者として記載されているものに限りません。

## 記帳・帳簿などの 保存制度

事業所得、不動産所得、山林所得があるすべての方について、記帳と帳簿書類の保存が必要とされています。この保存制度は、所得税の申告が必要ない方も対象となります。

医療費の申告

**変更あり**

申告者本人や家族が病気やケガなどのため支払った医療費があるときは、医療費控除として所得から差し引くことができます。この控除は会社などで行う年末調整ではできないため、必ず申告しなければなりません。今回から、医療費の申告は次の3点について大きく変わりますので、確認してください。

■セルフメディケーション税制の創設

がん検診、予防接種、定期健診などの健康の保持増進や疾病予防の取り組みを行っている方で、検診などに係る費用と「スイッチOTC医薬品」(もともと医療用で使用していた医薬品を有効成分などを同じくしたまま市販化したもの)の購入額が1万2千円を超えた場合、控除の対象となります(上限は8万8千円)。



■医療費の明細書

今回から医療費の領収書の提出が不要になり、その代わり、「医療費の明細書」の提出が必要になりました。様式は市役所窓口での交付か国税庁ホームページからダウンロードできます。提出不要となった領収書は、自宅で5年間の保管が必要になりますので、捨てないようにご注意ください。



医療費の領収書  
提出不要ですが、5年間大切に保管してください。

■医療費の通知書(お知らせ)

これまで使うことができなかった「医療費の通知書(お知らせ)」が添付資料として使用できるようになりました。これを添付することによって、前記の「医療費の明細書」への記入を省略することができます。

会場

市コミュニティセンター  
(市役所併設)

東公民館  
(茂尻支所)

市コミュニティセンター  
(市役所併設)

| 期 日      | 指 定 地 域                                  | 会 場                    |
|----------|--|------------------------|
| 2月13日(火) | 収入のない方<br>障害年金を受給されている方<br>遺族年金を受給されている方 | 市コミュニティセンター<br>(市役所併設) |
| 2月14日(水) |  |                        |
| 2月15日(木) |  |                        |
| 2月16日(金) | 錦町、本町                                    |                        |
| 2月18日(日) | 市内全域 ※日曜受付                               |                        |
| 2月19日(月) | 大町、東大町、日の出町                              |                        |
| 2月20日(火) | 泉町、美園町                                   |                        |
| 2月21日(水) | 住友地区、赤間地区、東豊里町、西豊里町                      |                        |
| 2月22日(木) | 若木町南、若木町北                                |                        |
| 2月23日(金) | 若木町東、若木町西                                |                        |
| 2月25日(日) | 市内全域 ※日曜受付                               | 東公民館<br>(茂尻支所)         |
| 2月26日(月) | 平岸曙町、平岸仲町、平岸南町                           |                        |
| 2月27日(火) | 平岸新光町、平岸西町、平岸桂町、平岸東町                     |                        |
| 2月28日(水) | 茂尻春日町、茂尻新春日町、茂尻新町、茂尻栄町                   |                        |
| 3月1日(木)  | 茂尻中央町、茂尻本町、百戸町、エルム町                      |                        |
| 3月2日(金)  | 茂尻元町、茂尻旭町、茂尻宮下町                          |                        |
| 3月5日(月)  | 桜木町、豊丘町、字豊里                              | 市コミュニティセンター<br>(市役所併設) |
| 3月6日(火)  | 宮下町                                      |                        |
| 3月7日(水)  | 昭和町、幸町                                   |                        |
| 3月8日(木)  | 豊栄町                                      |                        |
| 3月9日(金)  | 幌岡町、共和町、住吉町                              |                        |
| 3月12日(月) | 東文京町、西文京町                                |                        |
| 3月13日(火) | 北文京町                                     |                        |
| 3月14日(水) | 市内全域                                     |                        |
| 3月15日(木) |  |                        |

受付時間

午前の部 8:30~11:30

午後の部 13:00~16:00

【注】8:30前、及び11:30から13:00までの時間帯は受け付けできません。ご了承ください。

指定地域

◆混雑をさけるため、なるべく右の表で指定する期日に申告してください。

◆東公民館での相談日(2月25日(日)~3月2日(金))は市役所での受け付けはできません。

日曜受付

◆期日・場所

2月18日(日) 市コミセン

2月25日(日) 東公民館  
(茂尻支所)

◆受付時間

午前の部 8:30~11:30

午後の部 13:00~16:00